**業務前自動点呼の実施に係る要件チェックリスト（運用上の遵守事項）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | レチェック |
| 一． | 事業者は、業務前自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。 |  |
| 二． | 事業者は、業務前自動点呼の運用に関し必要な事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。 |  |
| 三． | 事業者は、業務前自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。 |  |
| 四． | 事業者は、運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫において業務前自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務前自動点呼が行われることを防止するため、業務前自動点呼機器が業務前自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。 |  |
| 五． | 事業者は、業務前自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。 |  |
| 六． | 運行管理者等は、運転者等ごとに、あらかじめ業務前自動点呼の実施予定を業務前自動点呼機器に入力し、業務前自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。 |  |
| 七． | 業務前自動点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。 |  |
| 八． | 事業者は、運転者等が携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整備すること。 |  |
| 九． | 事業者は、運行管理者等及び運転者等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務前自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告するよう指導すること。 |  |
| 十． | 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。 |  |
| 十一. | 運転者が安全な運転をすることができないおそれがあると業務前自動点呼機器によって判定された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。 |  |
| 十二． | 灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項の点検の結果に異常が認められた場合、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。 |  |
| 十三. | 特定自動運行保安員に対して点呼を行うにあたっては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果に異常が認められた場合に、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。 |  |
| 十四． | 業務前自動点呼機器の故障等により業務前自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務前自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。 |  |
| 十五. | 事業者は、運転者等（以下この項目において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等、あらかじめ、対象者の同意を得ること。 |  |
| 十六. | 業務前自動点呼を行う運行管理者等は、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所において運転者等が業務前自動点呼を受ける場合にあっては、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で業務前自動点呼を受けていることを、当該業務前自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。 |  |

（日本産業規格Ａ列４番）